

(措法68の2、68の109、措規22の20、22の80、旧措法68の2、68の109、旧措令39の34の2、39の128、旧措規22の20二、四、22の80二、四、改正法附則1十九、43、54)	した。 <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 174 922 208">適用対象法人</th><th data-bbox="922 174 1155 208">適用事業年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 208 922 302">イ 中小企業新事業活動促進法第2条第1項に規定する中小企業者に該当する同族会社</td><td data-bbox="922 208 1155 302">設立後10年以内の各事業年度</td></tr> <tr> <td data-bbox="448 302 922 421">ロ 中小企業新事業活動促進法第9条第1項の承認を受けた上記イの中小企業者に該当する同族会社</td><td data-bbox="922 302 1155 421">承認経営革新計画に従って経営革新のための事業を実施している各事業年度</td></tr> </tbody> </table>	適用対象法人	適用事業年度	イ 中小企業新事業活動促進法第2条第1項に規定する中小企業者に該当する同族会社	設立後10年以内の各事業年度	ロ 中小企業新事業活動促進法第9条第1項の承認を受けた上記イの中小企業者に該当する同族会社	承認経営革新計画に従って経営革新のための事業を実施している各事業年度	17.4.13)以後に開始する事業年度等分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度等分の法人税については、従来どおり適用されます。
適用対象法人	適用事業年度							
イ 中小企業新事業活動促進法第2条第1項に規定する中小企業者に該当する同族会社	設立後10年以内の各事業年度							
ロ 中小企業新事業活動促進法第9条第1項の承認を受けた上記イの中小企業者に該当する同族会社	承認経営革新計画に従って経営革新のための事業を実施している各事業年度							

その他の改正

1 組合事業に係る損失がある場合の課税の特例制度の創設

〔創設された制度の概要〕

法人が特定組合員に該当する場合で、かつ、その組合契約に係る組合事業につきその債務を弁済する責任の限度が実質的に組合財産の価額とされている場合等一定の場合に該当するときは、その法人のその事業年度の組合損失額のうちその法人のその組合事業に係る出資の価額を基礎として計算した金額を超える部分の金額に相当する金額（一定の場合には、その組合損失額に相当する金額の全額）は、その事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しないという制度が創設されました。（措法67の12）

この制度の概要は次のとおりです。

(1) 適用対象法人

この制度の適用対象となる法人は、特定組合員に該当する法人です。

特定組合員とは、組合契約に係る組合員のうち、次に掲げる組合員以外のものをいいます（措法67の12、措令39の31）。

- イ 組合事業に係る重要な財産の処分若しくは譲受け又は組合事業に係る多額の借財に関する業務（重要業務）の執行の決定に関与し、かつ、これらの重要業務のうち契約を締結するための交渉その他の重要な部分を自ら執行する組合員（組合員になって以後一度でも重要業務の執行の決定に関与しなかった又はその重要業務の重要な部分を執行しなかった組合員等を除きます。）
- ロ 一定の組合員のすべてが組合契約が効力を生ずる時等から組合契約に定める計算期間で既に終了したもののうち最も新しいものの終了の時まで組合事業と同種の事業（その組合事業を除きます。）を主要な事業として営んでいる場合におけるこれらの組合員

（注）組合契約とは、次のものをいいます（措法67の12 一・二、措令39の31）。

- イ 民法第667条第1項に規定する組合契約
- ロ 投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約
- ハ 外国における上記イ又はロに類する契約（外国における有限責任事業組合契約に類する契約を含みます。）
- ニ 匿名組合契約（当事者の一方が相手方の事業のために出資をし、相手方がその事業から生ずる利益を分配することを約する契約を含みます。）及び外国におけるこれに類する契約

(2) 適用対象とされる場合

この制度の適用対象とされる、その組合契約に係る組合事業につきその債務を弁済する責任の限度が実質的に組合財産の価額とされている場合等一定の場合とは、次に掲げる場合をいいます（措法67の12、措令39の31、措規22の18の2～）。

組合債務（組合事業に係る債務をいいます。以下同じ。）の額のうち占める責任限定特約債務の額の割合、組合事業の形態、組合財産の種類、組合債務の弁済に関する契約の内容その他の状況からみて、組合債務を弁済する責任が実質的に組合財産となるべき資産に限定され、又はその価額が限度とされていると認められる場合

（注）責任限定特約債務とは、組合債務のいずれかにつきその弁済の責任が、特定の組合財産に限定されている場合、組合財産の価額が限度とされている場合その他これらに類する場合におけるその組合債務をいいます。

組合事業について損失が生じた場合にこれを補てんすることを約し、又は一定額の収益が得られなかった場合にこれを補足することを約する契約その他これに類する契約（以下「損失補てん等契約」といいます。）が締結され、かつ、その損失補てん等契約が履行される場合には、その組合事業による累積

損失額がおおむね出資金合計額以下の金額となり、又はその累積損失額がなくなると見込まれると (注) 累積損失額とは、その組合事業の各計算期間の損失の額の合計額がその各計算期間の利益の額の合計額を超える場合のその超える部分の金額をいいます。また、出資金合計額とは、各組合員が出資をした金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額をいいます。
その組合員が組合債務を直接に負担するものでない場合 その組合員に係る組合契約又は損益分配割合の定めの内容、個別組合債務の額のうちに占める個別責任限定特約債務の額の割合、組合事業の形態、その組合員に帰せられる組合財産の種類、個別組合債務の弁済に関する契約の内容その他の状況からみて、その組合員が個別組合債務を弁済する責任が実質的にその組合員に帰せられる組合財産となるべき資産に限定され、又はその価額が限度とされていると認められる場合 (注) 個別組合債務とは、組合債務のうちその組合員に帰せられるものをいい、組合員持分担保債務（その組合員となる者がその組合契約に基づく出資を履行するために組合財産に対する自己の持分その他組合員が有することとなる権利を担保として行った借入れに係る債務をいいます。）を含みます。また、個別責任限定特約債務とは、責任限定特約債務のうちその組合員に帰せられるもの（組合員持分担保債務のうち責任限定特約債務に相当するものを含みます。）をいいます。
その組合員につき、組合事業に係る損失補てん等契約が締結され、かつ、その損失補てん等契約が履行される場合には、その組合員のその組合事業による組合員累積損失額がおおむね出資金額以下の金額となり、又はその組合員累積損失額がなくなると見込まれるとき (注) 組合員累積損失額とは、その組合事業の各計算期間の損失の額のうちその組合員に帰せられるものの合計額がその各計算期間の利益の額のうちその組合員に帰せられるものの合計額を超える場合のその超える部分の金額をいいます。また、出資金額とは、その組合員が出資をした金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額（組合員持分担保債務の額に相当する金額を除きます。）をいいます。
上記 ～ に掲げる場合に準ずる場合

(3) 組合損失超過額（損金不算入額）等の計算

イ 組合損失額の計算

法人の組合損失額とは、次の算式により計算した金額をいいます（措法 67 の 12 、措令 39 の 31 ）。

$$\text{組合損失額} = \text{組合事業による組合損金額} - \text{組合事業による組合益金額}$$

(注)1 組合事業による組合損金額とは、法人のその事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額のうちその組合事業に帰せられる部分の金額をいいます。

2 組合事業による組合益金額とは、法人のその事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額のうちその組合事業に帰せられる部分の金額をいいます。

ロ 組合損失超過額（損金不算入額）の計算

この制度により損金不算入とされる金額（以下「組合損失超過額」といいます。）は、原則として、次の算式により計算した金額に相当する金額となりますが、その組合事業が実質的に欠損とならないと見込まれるものに該当する場合には、組合損失額に相当する金額となります（措法 67 の 12 、措令 39 の 31 ）。

$$\text{組合損失超過額（損金不算入額）} = \text{組合損失額} - \text{調整出資金額（ ）}$$

$$\text{（ ）調整出資金額} = \left[\text{出資金額等} + \text{前期までの留保利益のうち組合事業に帰せられるもの} \right] - \text{組合事業に係る利益の分配又は出資の払戻し額}$$

(注) 上記算式中、「出資金額等」、「前期までの留保利益のうち組合事業に帰せられるもの」及び「組合事業に係る利益の分配又は出資の払戻し額」については、それぞれ所定の計算方法が定められています（措令 39 の 31 一～三）。

(4) 組合損失超過合計額の損金算入

確定申告書等を提出する法人が、各事業年度において組合損失超過合計額を有する場合には、その組合損失超過合計額のうちその事業年度のその法人の組合利益額（組合事業による組合益金額が組合事業による組合損金額を超える場合のその超える部分の金額をいいます。）に達するまでの金額は、その事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入されます（措法 67 の 12 、措令 39 の 31 ）。

組合損失超過合計額とは、その事業年度の直前の事業年度以前の各事業年度における組合損失超過額のうち、その組合損失超過額につき損金不算入の適用を受けた事業年度から直前事業年度まで連続して確定申告

書の提出をしている場合におけるその組合損失超過額を、各組合事業ごとに合計した金額をいいます（措法 67 の 12 の 四）。

(5) 適用要件等

イ 法人が各事業年度終了の時ににおいて特定組合員に該当する場合には、確定申告書にその組合事業に係る組合損失超過額等の計算に関する明細書を添付することが必要とされています（措令 39 の 31 ）。

ロ 法人が組合損失超過合計額の損金算入の規定の適用を受ける場合には、確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書を添付することが必要とされています（措令 39 の 31 ）。

(6) 連結納税制度

連結納税制度においても、上記(1)から(5)までの措置に準じた措置が講じられています（措法 68 の 105 の 2、措令 39 の 125 の 2 ）

〔適用時期〕

平成 17 年 4 月 1 日以後に締結される組合契約及び同日以後に組合員たる地位の承継を受ける法人のその承継（同日前に締結された組合契約に係る組合員たる地位の適格合併等による承継を除きます。）に係る組合契約について適用されます。ただし、航空機の賃貸に係る組合契約については、平成 19 年 4 月 1 日以後に締結される組合契約について適用されます（改正法附則 40 、 53 、改正措令附則 1 八、24、32 ）。

2 有限責任事業組合契約による組合事業に係る損失がある場合の課税の特例制度の創設

〔創設された制度の概要〕

有限責任事業組合契約を締結している組合員である法人のその事業年度の組合事業による損失の額がその法人のその組合事業に係る出資の価額を基礎として計算した金額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する金額は、その事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しないという制度が創設されました（措法 67 の 13 ）。

この制度の概要は次のとおりです。

(1) 適用対象法人

この制度の適用対象となる法人は、有限責任事業組合契約に関する法律第 3 条第 1 項に規定する有限責任事業組合契約を締結している組合員である法人です（措法 67 の 13 ）。

(2) 組合損失超過額（損金不算入額）等の計算

この制度により損金不算入とされる組合損失超過額は、上記 1 (3)と同様の計算によることとされています（措法 67 の 13 、措令 39 の 32 ）。

(3) 組合損失超過合計額の損金算入

法人が各事業年度において組合損失超過合計額を有する場合のその組合損失超過合計額の損金算入は、上記 1 (4)と同様とされています（措法 67 の 13 、措令 39 の 32 ）。

(4) 適用要件等

法人が有限責任事業組合契約の組合員である場合の確定申告書への組合損失超過額等の計算に関する明細書の添付及び組合損失超過合計額を損金算入する場合の手続要件は、上記 1 (5)の手続と同様の内容とされています（措令 39 の 32 ）。

(5) 連結納税制度

連結納税制度においても、上記(1)から(4)までの措置に準じた措置が講じられています（措法 68 の 105 の 3、措令 39 の 125 の 3 ）。

〔適用時期〕

有限責任事業組合契約に関する法律の施行の日以後に締結される有限責任事業組合契約について適用されます（改正法附則 40 、 53 、改正措令附則 1 八）。

3 その他

その他、法人税に関して次の改正が行われました。

改 正 事 項	改 正 の 内 容	適 用 時 期 等
(1) 収益事業の範囲（法令 5 二二・三チ・五ル、法規 8 の 3 、改	○ 公益法人等の収益事業の範囲について、次の改正が行われました。 イ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う不動産販売業及	中小企業経営革新支援法

正法令附則 1 二・三、 3、改正法規附則 1 二、2)	び不動産貸付業のうち収益事業の範囲から除かれるものについて、新事業創出促進法が廃止されたことに伴い、所要の整備が行われました。 □ 民間都市開発推進機構が行う金銭貸付業について、都市再生特別措置法の改正に伴う所要の整備が行われました。 ハ 核燃料サイクル開発機構の独立行政法人への移行に伴い、所要の整備が行われました。	の一部を改正する法律の施行の日(平17.4.13)以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。 都市再生法等一部改正法附則第1条ただし書に規定する日(平17.4.27)から適用されます。 独立行政法人日本原子力研究開発機構の平成17年10月1日以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、核燃料サイクル開発機構の同日前に終了した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(2) 連結法人株式の譲渡等に伴う利益積立金額又は連結個別利益積立金額の増加・減少(法令9の2 二・改正法附則10、11、改正法令附則4)	○ いわゆる投資簿価修正を行うこととなる事由に、民事再生等評価換えが追加されました。 ○ 連結子法人が自己を合併法人、分割承継法人又は分割法人とする適格合併又は適格分割型分割を行った場合のいわゆる投資簿価修正の計算について、次のとおり改正されました。 - イ 既修正額に被合併法人又は分割法人から引継ぎを受ける利益積立金額のうち一定のものを加算します。 - ロ 既修正額から分割承継法人に引き継ぐ利益積立金額のうち一定のものを減算します。 ○ その他、これらの適格合併等の前に適格合併等を行っている場合の帳簿価額修正額の計算について、所要の整備が行われました。 ○ 連結子法人が解散(合併による解散を除きます。)した場合のいわゆる投資簿価修正の計算について、本調整を行う前の帳簿価額修正額に次に掲げる金額のうち少ない金額を加算することとされました。 - イ その連結子法人の解散の日の翌日の属する事業年度開始の時ににおける調整欠損金額 - ロ 既修正等額を減算する前の帳簿価額修正額がマイナスとなる場合のそのマイナス部分の金額から、解散の時ににおける負債の帳簿価額の合計額が資産の帳簿価額の合計額を超える場合のその超える部分の金額を控除した金額	平17.4.1以後にその事由が生ずる場合に適用されます。 平17.4.1以後に適格合併等が行われる場合について適用され、同日前に適格合併等が行われた場合については、従来どおり適用されます。 平17.4.1以後に連結完全支配関係がなくなる場合(連結子法人が解散した場合に限りです。)について適用され、同日前に連結完全支配関係がなくなった場合については、従来どおり適用されます。
(3) 受取配当等の益金不算入制度における株式等に係る負債の利子の額の計算(法令22 二イ、155の8 二イ、改正法令附則2、13)	○ 連結法人株式等及び関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等につき、総資産あん分法により控除する負債利子の額を計算する場合において、分子の株式等の帳簿価額の計算上自己株式を含めないこととされました。	平17.4.1以後に開始する事業年度等分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度等分の法人税については、従来どおり適用されます。
(4) 寄附金の損金算入限度額(法令73 十一・十二、155の13 九・十、旧法令77 一の三、改正法令附則2、8、14)	○ 損金算入限度額の計算における所得の金額は、次の規定を適用しないで計算することとされました。 - イ 措法第66条の9の3第3項《法人税額から控除する特定外国信託の外国税額の益金算入》 - ロ 措法第67条の12第1項及び第2項並びに第67条の13第1項及び第2項《組合事業に係る損失がある場合の課税の特例》 ○ なお、連結納税制度においてもこれに準じた措置が講じられています。 ○ 特定公益増進法人の範囲について、日本原子力研究所及び核燃料サイクル開発機構の独立行政法人への移行に伴い、所要の整備が行われました。	平17.4.1以後に開始する事業年度等分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度等分の法人税については、従来どおり適用されます。 平17.10.1以後に支出する寄附金について適用され、同日前に支出した寄附金については、従来どおり適用されます。

(5) 売買目的有価証券の時価評価金額(法令119の13、改正法令附則2)	証券取引法に「取扱有価証券」が規定されたことに伴う所要の整備が行われました。	平17.4.1以後に開始する事業年度等分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度等分の法人税については、従来どおり適用されます。
(6) 退職年金等積立金に対する法人税(法8、法令156の17～158の7、法令附則16、措法68の4、措令39の36、措規22の21)	- 厚生年金保険法等の改正に伴う所要の整備が行われました。 - 課税の停止の期限が、平成20年3月31日まで3年延長されました。	平11.4.1から平20.3.31までの間に開始する各事業年度の退職年金等積立金に対する法人税の課税は停止されています。
(7) 国内源泉所得(法令177五、改正法令附則2)	国内にある資産の譲渡により生ずる所得の範囲に、不動産関連法人の株式又は不動産関連特定信託の受益権の譲渡による所得が追加されました。	平17.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(8) 外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の課税標準(法141四、法令187四、～、法規60の3、改正法令附則2) (法令187～、改正法令附則2)	国内に恒久的施設を有しない外国法人の申告納税の対象となる課税所得の範囲について、次の改正が行われました。 イ 不動産関連法人の株式又は不動産関連特定信託の受益権の譲渡による所得が追加されました。 ロ 事業譲渡類似株式の譲渡による所得の課税要件の判定対象となる内国法人の特殊関係株主等の範囲に、外国法人が民法に規定する組合契約その他これに類する契約による組合を通じて内国法人の株式等を所有する場合における当該民法組合等の他の組合員が追加されました。 ハ 事業譲渡類似株式の譲渡による所得の課税対象となる株式等の譲渡の範囲に、減資による払戻しにより資産等の交付を受ける場合における株式等の譲渡等が追加されました。	平17.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(9) 漁業協同組合等の留保所得の特別控除(措法61)	適用期限が平成19年3月31日まで2年延長されました。	-
(10) 共同で現物出資をした場合の課税の特例(旧措法66、68の86、旧措令39の10、39の110、旧措規22の9の4、22の73、改正法附則36、50)	適用期限(平成17年3月31日)の到来をもって、制度が廃止されました。	特定共同出資により平17.4.1前に取得した株式等については、従来どおり適用されます。
(11) 国外関連者との取引に係る課税の特例等(措令39の12四、五、39の112四、五、改正措令附則15) (措令39の35の5五～七、改正措令附則25)	適用対象となる国外関連者の範囲に次の者が追加されました。 イ 内国法人等と外国法人との間に、実質支配関係(事業方針を実質的に決定できる関係)と持株関係(発行済株式総数の50%以上を保有する関係)による連鎖の関係又は実質支配関係のみによる連鎖の関係がある場合の外国法人 ロ 内国法人等と外国法人とが同一の者によって、実質支配関係と持株関係又は実質支配関係のみによる直接の関係又は連鎖の関係がある場合の外国法人 ○ 特定信託に係る国外関連者との取引に係る課税の特例制度について、上記の改正内容に準じた改正が行われました。	平17.4.1以後に開始する事業年度等分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度等分の法人税については、従来どおり適用されます。 平17.4.1以後に開始する計算期間分の法人税について適用され、同日前に開始した計算期間分の法人税については、従来どおり適用されます。
(12) 内国法人に係る特定外国子会社等の留保金額の益金算入等(措法66の6一、68の90一、措令39の14一、旧措法66の6一、改正法附則37)	内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例制度について、次の改正が行われました。 イ 制度の対象となる外国関係会社の判定に当たり、内国法人の役員等である非居住者の有する株式等を含めることとされました。	左記イ、ロ、ハ、ホの規定は、特定外国子会社等の平17.4.1以後に終了する事業年度に係る適用対象留保金額及び課税対象留保金額について適用され、特定外国子会社等の

(措法66の6 二・四、68の90 二・四、措令39の16 、改正法附則37 、51) (措法66の6 、68の90 、措令39の16 、39の116 、旧措法66の6 、68の90 、改正法附則37 、51) (措法66の6 二、68の90 二、措令39の15 、39の115 、改正法附則37 、51) (措法66の6 、68の90 、措令39の16 、39の116 、旧措法66の6 、68の90 、旧措令39の16 、39の116 、改正法附則37 、51) (措法66の8 、68の92 、改正法附則37 、51) (措法68の3の7～10、措令39の35の7～13、措規22の11、改正法附則44 ～、改正措令附則26)	ロ 合算課税の適用を受ける内国法人の判定に当たり、同族株主グループに内国法人の役員等(非居住者を含みます。)を含めることとされました。 ハ 特定外国子会社等で所在地国基準又は非関連者基準を満たさないものが事業基準、実体基準及び管理支配基準を満たす場合における適用対象留保金額は、その特定外国子会社等の未処分所得の金額から一定の人件費の100分の10に相当する金額を控除した金額とされました。 ニ 特定外国子会社等の未処分所得の金額の計算において控除する欠損の金額の繰越期間が7年(改正前は5年)に延長されました。 ホ 特定外国子会社等が請求権が異なる株式等を発行している場合には、内国法人が受ける配当等の額に応じて課税対象留保金額の計算を行うこととされました。 ヘ 内国法人が特定外国子会社等から配当等を受ける場合等、一定の事実が生じた場合に損金の額に算入する課税済留保金額は、その内国法人のその一定の事実が生じた日を含む事業年度開始の日前10年以内(改正前は5年以内)に開始した各事業年度に益金の額に算入された金額とされました。 ○ 特定信託の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例制度について、上記の改正内容に準じた改正が行われました。	同日前に終了した事業年度に係る適用対象留保金額及び課税対象留保金額については、従来どおり適用されます。 左記二の規定は、特定外国子会社等の平17.4.1以後に終了する事業年度において生ずる欠損の金額について適用され、同日前に終了した事業年度において生じた欠損の金額については、従来どおり適用されます。 左記への規定は、特定外国子会社等につき平17.4.1以後に一定の事実が生ずる場合における課税済留保金額(平12.4.1以後に終了した事業年度分の課税済留保金額に限り)について適用され、平17.4.1前に一定の事実が生じた場合における課税済留保金額については、従来どおり適用されます。 同 上
(13) 内国法人に係る特定外国信託の留保金額の益金算入等(措法66の9の2～5、68の93の2～5、措令39の20の2～7、39の120の2～7、措規22の11の2、22の76の2) (措法68の3の11～14、措令39の35の14～19、措規22の20の6)	○ 内国法人の特定外国信託に係る所得の課税の特例制度として、次の制度が創設されました。 イ 内国法人に係る外国関係信託(注)のうち一定のもの(以下「特定外国信託」といいます。)について、特定外国子会社等に係る所得の課税の特例制度と同様、その未処分所得の金額から留保したものとされる一定の金額のうちその内国法人の有する当該特定外国信託の受益権に対応する部分の金額を、その内国法人の所得金額の計算上、益金の額に算入するという制度が創設されました。 ただし、特定外国子会社等に係る所得の課税の特例制度とは異なり、本制度においては適用除外規定は設けられていません。 (注)「外国関係信託」とは、外国投資信託のうち特定信託に類する一定のもので、その受益権の総口数のうちに居住者及び内国法人等が直接・間接に保有する受益権の合計数の占める割合が50%を超えるものをいいます。 ロ 上記の適用を受けた特定外国信託に係る外国税額控除制度及び収益の分配等を受けた場合の課税済留保金額の損金算入制度について、特定外国子会社等に係る所得の課税の特例制度と同様の制度が創設されました。 ○ 特定信託の特定外国信託に係る所得の課税の特例制度として、上記の内容に準じた制度が創設されました。	外国関係信託の平17.4.1以後に開始する各計算期間について適用されます。 同 上
(14) 鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例(措法66の10、68の94、旧措法66の10 二、68の94 、改正法附則38、52)	○ 沖縄振興特別措置法の特定組合等に係る措置が廃止されました。 ○ 適用期限が、平成19年3月31日まで2年延長されました。	平17.4.1前に特定組合等が取得等をした固定資産については、従来どおり適用されます。 －
(15) 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例(措法66の11、68の95、措令39の22、旧措法66の11、68	○ 本州四国連絡橋公団の独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構への移行に伴う所要の整備が行われました。 ○ 適用対象業務から、次の業務が除かれました。	日本道路公団等民営化関係法施行法の施行の日(平17.10.1)から施行されます。 平17.4.1前に支出した負

の95、旧措令39の22 六・十一、改正法附則 1 二十二、改正措令附 則22)	イ 電気通信又は情報処理の高度化に資する業務で、高度化を 先行的に図る必要がある地域において行われるもの ロ 新事業創出促進法の認定中核的支援機関が行う支援事業に 属する業務	担金については、従来ど おり適用されます。
(16) 認定特定非営利活 動法人に対する寄附 金の損金算入等の特 例(措法66の11の2、 68の96、措令39の23、 措規22の12、22の76の 2、旧措令39の23、旧 措規22の12、改正措令 附則23、改正措規附則 11)	○ 認定要件等について、次のとおり見直しが行われました。 イ いわゆるパブリック・サポート・テストその他の要件につ いて、実績判定期間で算定することとなりました。 ロ 会員等の範囲から単なる顧客が除かれたほか、いわゆるネ ットワーク型NPO法人の共益的な活動の範囲から、特定公 益増進法人又は認定NPO法人が参加する活動に対する助成 が除かれました。 ハ 役員又は社員のうち親族が占める割合に関する要件につ いて、親族の範囲が配偶者及び三親等内の親族に限定されまし た。 ニ 申請書の添付書類及び各事業年度の報告書類が簡素化され ました。	平17.4.1以後に行う認定 の申請等について適用さ れ、同日前に行った認定 の申請等については従来 どおり適用されます。
(17) 欠損金の繰戻しに よる還付の不適用(措 法66の12、68の98、旧 措法66の12 二、66の 98、改正法附則1十 九、39)	○ 中小企業経営革新支援法の中小企業者に係る措置及び沖縄振 興特別措置法の特定中小企業者に係る措置が廃止されました。 ○ 設備廃棄等欠損金額につき、本制度の適用除外とする期限が 平成19年3月31日まで2年間延長されました。	中小企業経営革新支援法 の一部を改正する法律の 施行の日(平17.4.13)前 に終了した事業年度にお いて生じた欠損金額につ いては、従来どおり適用 されます。 —
(18) 特定の医療法人の 法人税率の特例(措法 67の2、68の100、平 17厚生労働省告示第 181号)	○ 社会保険診療報酬の収入割合に関する要件(全収入金額のう ちに社会保険診療報酬の合計額の占める割合が80%超であるこ と)について、健康増進法に基づく健康増進事業(健康審査に 係るものに限ります。)による収入金額(当該収入金額が社会保 険診療報酬と同一の基準によっている場合に限ります。)を社会 保険診療報酬の合計額に含めることとされました。	平17.4.1から適用されま す。
(19) 農業生産法人の肉 用牛の売却に係る所 得の課税の特例(措法 67の3、68の101)	○ 適用期限が平成21年3月31日まで3年延長されました。	—
(20) 投資法人に係る課 税の特例(措法67の 15、措令39の32の3、 改正法附則30、改正措 令附則15)	○ 不動産投資法人が一定の特定目的会社の優先出資証券の全部 を取得した場合の株式保有要件の特例措置について、その不動 産投資法人の運用資産及びその特定目的会社の特定資産の範囲 に、不動産の賃借権及び地上権等が追加されました。	平17.4.1以後に開始する 事業年度分の法人税につ いて適用され、同日前に 開始した事業年度分の法 人税については、従来ど おり適用されます。
(21) 振替国債の利子等 の非課税(措法67の16 、改正法附則41)	○ 外国投資信託の受託者である外国法人が、その外国投資信託 の信託財産につき支払を受ける特定短期国債の償還差益につ いては、その外国投資信託が適格外国証券投資信託である場合に 限り、法人税を課さないこととされました。	平17.4.1以後に特定振替 記載等を受ける特定短期 国債の償還差益について 適用され、同日前に特定 振替記載等を受けた特定 短期公社債のうち一定の ものの償還差益について は従来どおり適用されま す。
(22) 分離振替国債の課 税の特例(措法67の 17、措令39の33の2、 措規22の19の2、旧措 法67の2、旧措令39の 33の2、旧措規22の19 の2、改正法附則42)	○ 適用要件である非課税適用申告書及び所有期間明細書の提出 が廃止されました。 ○ 外国投資信託の受託者である外国法人の、その外国投資信託 の信託財産に属する分離振替国債の保有又は譲渡により生ずる 所得については、その外国投資信託が適格外国証券投資信託で ある場合に限り、法人税を課さないこととされました。	平17.4.1以後に振替記載 等を受ける分離振替国債 及び同日前に旧法の適用 要件にしたがって振替記 載等を受けた分離振替国 債の保有等により同日以 後に生ずる所得等につ いて適用され、振替記載 等を受けた分離振替国債 の保有等により同日前に 生じた所得等については、 従来どおり適用されま す。